



八女市告示第22号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等の状態にあると認められる空家等について、同法第22条第3項の規定により措置を命じたので、同条第13項の規定により、その旨公示する。

令和6年2月29日

八女市長 三田村 統



記

1 当該特定空家等の所在等

(1) 所在地

八女市立花町北山2540番地1

(2) 用途

住宅及び附属家

2 命じた措置の内容

住宅及び附属家の除却

3 命ずるに至った事由

住宅は、外壁、窓及び瓦が剥落するとともに、屋根の腐朽が進んでおり、附属家は、傾きが著しく、一部が倒壊しています。

住宅と附属家は市道に接しており、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがあるため、命ずるに至りました。

4 措置の期限

令和6年5月20日